

## 第 1 4 9 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 7 月 1 3 日 (木) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 7 月 1 3 日 (木) 午後 1 時 5 2 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 7 月 1 3 日 (木) 午後 2 時 4 9 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別  
出席 1 6 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	欠席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者  
事務局：担当局長 佐古 和之  
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)  
(5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について  
(6) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について  
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について  
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農地利用最適化推進委員の委嘱 (内定) について  
(2) 令和 5 年度最適化活動の目標設定等について  
(3) 新体制に向けた調整事項について  
(4) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 2番 荒井 隆文 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第149回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。2番 荒井委員, 17番 和田委員をお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について, 北・吉備地区の1ページ6番が取下げになっています。

その他の訂正の詳細については, 説明を省かせていただきます。

また, 先月許可の議決をした農地法第18条第1項の賃借権の解約については, 6月28日の県農業会議で許可適当との答申があり, 許可指令書を交付しています。

議長 それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが, 21番と22番は申請等(3)5条申請32番から35番までと同時申請であり, 相互に関連がありますので, 申請等(3)の最後で同時に審議します。

まず, 出席の委員さんが関係する案件である北・吉備地区5番を審議します。事務局から説明をお願いします。

<※ 小橋委員 退室>

田尾係長 1ページ5番, 受人は平野に居住し, 世帯で約19haの農地を耕作する農業者ですが, 増反により平野の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 5番について, 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で, 5番について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは, 申請等(1)の5番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは, そのように決定します。

<※ 小橋委員 入室>

議長 続いて, 中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番, 受人は新庄上に居住し, 約1.6haの農地を耕作する農業者で, 増反により久米の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

2番, 受人は佐山に居住し, 約82aの農地を耕作する農業者で, 増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は半田町に居住し, 新規農により原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で, 1番から3番までの3件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に, 北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ4番, 受人は久米に居住し, 新規農により和井元の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番は取下げです。

7番から9番は受人が同一のため, まとめて説明します。

7番から9番, 受人は大井に居住し, 世帯で約1haの農地を耕作する農業者ですが, 増反により, いずれも杉谷の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番, 受人は加茂に居住し, 新規農により和井元の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で, 取下げの6番を除く, 4番及び7番から10番までの5件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に, 御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ11番と12番は交換のため, まとめて説明します。

11番, 受人は御津高津に居住し, 約46a耕作する農業者で, 交換により御津高津の畑を所有権移転しようとするものです。

12番, 受人は御津高津に居住し, 約1ha耕作する農業者で, 交換により

御津高津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は北区東古松四丁目に居住し、新規農により御津野々口の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は北区西古松に居住し、約99a耕作する農業者で、増反により御津矢知の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は建部町土師方に居住し、新規農により建部町土師方の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町品田に居住し、約58a耕作する農業者で、増反により建部町品田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 2ページ17番、受人は妹尾に居住する会社役員で、受贈により内尾の田を所有権移転しようとするものです。なお、本件は遺言により相続人である妻へ持分3分の2を、その夫へ持分3分の1を所有権移転するもので、相続人である妻は許可対象ではありませんが、その夫への持分3分の1の遺贈は許可が必要であり、夫を審査対象とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ18番、受人は阿津に居住し、世帯で約49aの農地を耕作する農業兼会社員で、受増により阿津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は北区東古松五丁目に居住し、世帯で約2.6haの農地を耕作する農業者で、増反により奥迫川の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は彦崎に居住し、世帯で約48aの農地を耕作する農業者で、

増反（受贈）により彦崎の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、17番から20番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（1）は、取下げを除く1番から4番まで及び7番から20番までの18件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 5ページ1番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、申請地の西側に居住しており、宅地の一部を車庫及び物置として利用してきましたが、手狭になったことから、新たに駐車場を確保する必要性が生じたため、現住居に隣接し利便性が良い申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 5ページ2番、転用目的は是正による貸露天資材置場です。

申請人は、箕島に事務所を置く廃棄物処理業等を行う会社の経営者で、会社と自宅近くに資材を置く場所が無いため、会社及び自宅から近い申請地を貸露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、申請等（２）は、１番及び２番の２件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、そのように決定いたします。  
議 長 次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。  
まず、出席の委員さんが関係する案件である北・吉備地区２番を審議します。事務局から説明をお願いします。

<※ 池上職務代理 退室>

田 尾 係 長 ６ページ２番、転用目的は住宅敷地の拡張です。  
申請人は北区立田に居住する農業者ですが、申請人が耕作する自宅南側の農地へ通ずる既存の通路が狭く、行き来が困難であることから、農地への通行を容易にするため、申請地の所有権を移転し、住宅敷地に転用しようとするものです。  
農地区分は、備中高松駅から半径５００m以内の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 ２番について、北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠 藤 委 員 北・吉備地区協議会で、２番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（３）の２番の１件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

<※ 池上職務代理 入室>

議 長 続いて、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 ６ページ１番、本件は令和４年３月１７日付農振除外済案件で、転用目的は診療所です。

申請人は総合歯科医で、妻は矯正歯科専門の歯科医師をしています。近くに児童数の多い小学校があり、近隣に矯正治療や小児歯科に精通している歯科医院がないため申請地に賃貸借権を設定し、診療所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ha未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板 野 委 員 中・中央地区協議会で、１番の１件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長  
全 員  
議 長  
田 尾 係 長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

3番から14番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はすべて自己専用住宅です。

6ページ3番、申請人は津島桑の木町の借家に夫婦と子ども1人の3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は花尻みどり町の借家に夫婦で居住しており、妻が妊娠中です。家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は田中の借家に夫婦で居住していますが、子どもの就職帰県に伴い、今後は3人で居住する予定です。現在の間取りでは手狭になることから、妻及び子の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は平野の借家に夫婦と子ども1人の3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び夫の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ7番、申請人は今保の借家に夫婦で居住しており、妻が妊娠中です。家財道具が増え手狭となったことから、夫と妻の勤務先及び妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は倉敷市片島町の借家に夫婦と子ども1人の3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の勤務先及び妻と子のかかりつけの病院に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は三野二丁目の借家に夫婦と子ども1人の3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は今二丁目の借家に夫婦と子ども2人の4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は白石の借家に夫婦と子ども1人の3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8ページ12番、申請人は宿の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場及び妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は白石西新町の借家に夫婦と子ども3人の5人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9ページ14番、申請人は庭瀬の借家に夫婦と子ども1人の3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の勤務先、及び妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用

目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から17番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的は、15番及び16番は自己専用住宅で、17番は排水施設管理地です。

15番、申請人は吉備津の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は泉田一丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10ページ17番、申請人は申請地の北側に居住しておりますが、生活排水の排水先がなく、土地所有者から承諾をもらって申請地の地下に排水管を埋設していました。しかし、土地所有者が土地を売却することになったため、申請地の所有権を移転し、排水施設管理地とすることで、既存の排水路を継続して使用できるようにしようとするものです。

いずれも、農地区分は備中高松駅から半径300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は倉敷市東富井の借家に夫婦で居住しており、妻が妊娠中です。家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は店舗（コンビニエンスストア）です。

申請人は東京都品川区に本社を置き、小売業を営む法人です。申請地は既存の集落が近接しており、多くの人家等がありますが、これまで周辺には日用品や食料を扱う店舗がなかったため、近隣住民の日常生活の利便に資するものとして、申請地に賃借権を設定して店舗（コンビニエンスストア）を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、3番から19番までの17件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 10ページ20番、転用目的は露天資材置場、仮設事務所他です。原形復旧をする一時転用で、期間は許可日から令和7年3月31日までです。

申請人は南区福成三丁目に事務所を置き土木工事業を営む法人で、旭メガソーラー美咲発電設備工事の施工に伴い、工事現場に近い申請地に賃借権を



設定し、露天資材置場、仮設事務所他として一時転用しようとするものです。

農地区分は、御津勝尾■■■■■■■■■■は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。その他の3筆は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、20番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 10ページ21番、転用目的は、貸露天駐車場です。

申請人は箕島に居住する会社役員ですが、居住しているマンションの駐車スペースが少なく、居住者用40台の駐車場を整備するため申請地の所有権を移転し、貸露天駐車場として転用しようとするものです。なお、管理組合が契約できないため、個人間で契約するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は箕島の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番から28番は同じ地域ですので、併せて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅で、令和5年3月30日付農振除外公告済の案件です。

23番、申請人は倉敷市福田町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は築港新町二丁目の借家に次女と生活しており、妻と長女は妻の姉宅で生活していますが、同居するにあたり借家では狭くなることから、現在の生活圏内である申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人らは東区益野町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫婦の勤務先及び夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11ページ26番、申請人は福成一丁目の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現在の生活圏内であり、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするもので

す。

27番，申請人は洲崎三丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが，家財道具が増え手狭となったことから，現在の生活圏内であり，妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

28番，申請人らは郡の妻の実家に，妻の母，夫婦と子ども2人で生活していますが，家財道具が増え手狭となったことから，夫の勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも南区役所から半径500m内の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

29番，転用目的は貸露天資材置場及び貸露天駐車場です。

申請人は小串に事務所を置き，機械修理等を営む法人の代表取締役ですが，現在の資材置場及びトラック等の駐車スペースが不足していることから，申請地の所有権を移転し，貸露天資材置場及び貸露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

30番，転用目的は分家住宅です。

申請人は飽浦の実家で生活していますが，将来，実家の家族の面倒を看ながら農地を引継ぎ農業に従事していく予定であるため，実家近隣の祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し，分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

31番，転用目的は分家住宅です。

申請人は中区江並の借家で生活していますが，両親の強い希望があり，今後は農作業の手伝いをしていく予定であるため，実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し，分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見を願います。

荒井委員 南区協議会で，21番から31番までの11件について協議したところ，事務局説明のとおりで，いずれも許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に，申請等(3)南区32番から35番まで，及び申請等(1)南区21番，22番について一括して審議しますので，事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 12ページ32番から35番は営農型及び畦畔の太陽光発電設備設置の一

時転用申請で、いずれも一時転用期間が令和2年6月18日から令和5年6月17日までのものを更新するものです。本来であれば、令和5年6月議案とすべき案件ですが、申請人が申請を行うことを失念していたため、7月議案とさせていただくものです。いずれも一時転用期間は3年間、当初の一時転用期間の終期が令和5年6月17日までとなっています。予定どおり6月総会で許可をしていれば更新後の一時転用期間は、令和5年6月19日から令和8年6月18日となることから、今回の一時転用期間は許可日から令和8年6月18日の2年11ヵ月とします。

営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。また、畦畔への太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としてはパネル面積が一時転用の対象となります。

12ページの5条申請をご覧ください。申請地は全て農用地区域内の農地です。転用目的は片岡の32番が営農型太陽光発電設備、33番が畦畔の太陽光発電設備、西高崎の34番が畦畔の太陽光発電設備、西七区の35番が営農型太陽光発電設備となり、全て一時転用です。栽培作物は32番がぶどう、35番が水稻です。支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型発電設備の設置の基準を満たしており、収量又は生育状況も基準を満たしています。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

4ページの3条申請は、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、受人が営農型太陽光発電設備設置部分について、3条で地上権設定を行うものです。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、申請等(3)32番から35番まで、及び申請等(1)21番、22番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)21番及び22番の2件、並びに申請等(3)1番及び3番から35番までの34件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定(所有権の移転)について審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 (4)所有権の移転は、13ページ南区1番から3番までの3件です。

これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番及び2番は農地の所有者から財団への所有権移転で、3番は財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、申請等（４）の農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、そのように決定いたします。  
次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 １４ページ１番から１９ページ１６番までの１６件で、すべて相続による所有権取得です。６番はあっせん等の希望がありますので、内容を確認する予定です。  
各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。  
全 員 異議なし。  
議 長 それでは、申請等（５）については、１６件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、そのように決定します。  
次に別紙の申請等（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 別紙議案「申請等（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和５年２月締め農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。なお、岡山地域では編入もあります。  
内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありました。農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。  
議 長 それでは、そのように決定します。  
次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、２０ページ１番から６番までの６件で、転用目的は、宅地造成１件、共同住宅等２件、自己住宅１件、露天駐車場１件、敷地拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。  
報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、２１ページ１番から２２ページ１３番までの１３件で、転用目的は、住宅の建築１件、自己住宅１件、分譲住宅地等４件、商業用地１件、露天資材置場１件、共

同住宅用地 2 件，露天駐車場 2 件，長屋建住宅 1 件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については，23 ページ 1 番から 24 ページ 6 番までの 6 件で，解約理由は耕作目的 3 件，転用目的 3 件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届については，25 ページ 1 番及び 2 番の 2 件で，内容は，農業用倉庫（是正）1 件，農業用駐車場・作業場 1 件です。

報告（5）農地改良届については，26 ページ 1 番の 1 件で，内容は普通野菜畑 1 件です。

議	長	これらの報告について，ご質問等がありますか。		
全	員	ありません。		
議	長	それでは，これで第 1 号議案の審議を終了します。続いて，第 2 号議案農政		
事	務	局	第 2 号議案を説明	
			（1）農地利用最適化推進委員の委嘱（内定）については承認された。	
議	長	以上をもちまして，すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。		
事	務	局	次回総会予定（8 月 18 日（金）岡山市役所 7 階大会議室）	
職	務	代	理	これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。

閉会 午後 2 時 49 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員